

基本仕様書

河川空間利活用検討業務委託

第1条 業務目的

本業務は、

都川において、将来的な都川流域における水辺の拠点として、本町公園の護岸の親水性及び安全性をさらに高め、恒常的に水辺にアクセスできる環境を創出し、日常的な賑わいの創出や地域活性化へつなげていくため、地域住民や河川管理者との連携・推進体制の構築のもと、「(仮称) 都川かわまちづくり計画」の策定に必要な調査検討を実施し、報告書を作成することと、

花見川において、市民の河川に対する親しみや関心を高め、河川との良好な関係を築き、河川空間のオープン化制度やP-F-I制度等を活用し、将来的な花見川千本桜緑地における拠点整備について、民間活力導入を見据えた調査、課題整理を実施することを目的とする。

第2条 業務概念

本業務を実施するにあたり、発注者の意図や目的を十分に理解し、適切な人員を配置して、最高の技術を発揮するとともに、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、工程表に基づき、遅滞なく着実に業務を遂行すること。

第3条 適用範囲

本基本仕様書は、千葉市が発注する「河川空間利活用検討業務委託」の受注者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市土木設計業務共通仕様書（第1編共通編）、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、千葉市電子納品運用ガイドライン【業務委託編】、その他関係法令によるものとする。

第4条 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

第5条 履行場所

1 都川

名称：本町公園を拠点とするちば・まち・ビジョンで定める都川沿川エリア

住所：千葉市中央区本町3丁目5（本町公園）ほか

※拠点となる本町公園の位置については別紙1を参照

2 花見川

名称：花見川千本桜緑地

住所：千葉市花見川区瑞穂1丁目3-1他

※花見川千本桜緑地位置については別紙2を参照

第6条 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

1 計画準備

業務を遂行するにあたり、履行期限を遵守し、効率よく業務が進められるよう、全体的な作業計画、作業方法の検討、適切な人員配置を計画し、作業計画書を作成する。

2 都川におけるかわまちづくり検討業務

(1) 地域住民連携による将来的なあるべき姿の検討

本町公園を中心とした周辺住民との意見交換を行うなど、周辺住民の意見を整理しながら、都川沿川の将来的なあるべき姿を検討すること。

※参考①：プレイス・ゲームの開催（令和7年度実施）

https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/placegame_honcho.html

※参考②：都川かわまちづくり検討会の実施

令和7年度「河川空間利活用社会実験業務委託」にて、イベントを実施する際に、本町公園周辺の住民や地域の事業者などと「都川かわまちづくり検討会」を立ち上げ、ちばかわまつり2026都川開催の検討を行った。

(2) かわまちづくり計画調査検討資料作成

かわまちづくり支援制度実施要綱に基づくかわまちづくり計画の素案を河川管理者（千葉県）の意見を反映しながら作成すること。

作成にあたっては、(1)及びかわまちづくり策定の手引き、都川水系河川整備計画（千葉県）、他市先行事例等を参考に、将来的な民活の可能性や公園整備について触れながら調査検討資料を作成すること。

ア 想定される作成様式

様式1 申請書

様式2 かわまちづくりの概要

様式3 ソフト施策の個別施策計画書

様式4 ハード施策の個別整備計画書

様式5 維持管理計画書

様式6 上申書（地方整備局長等）

その他必要となり得る調査検討資料

- イ かわまちづくり計画に定める内容(かわまちづくり支援制度実施要綱 第6)
 - (ア) 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - (イ) 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)
 - (ウ) 推進体制
 - (エ) 安全な河川利用に向けた取組
 - (オ) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - (カ) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組
 - (キ) 維持管理計画
 - (ク) その他特筆すべき事項

※(イ)「支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)」については、6(2)「かわまちづくり検討会」にて内容を検討のうえ計画に位置付けるものとする。

ただし、ハード施策については、aまたはbのうち、有用な手段を選択し、かつ計画に定めた沿川範囲を示すこととし、具体的な配置案及びイメージパースを作成するとともに、モノレール県庁前駅から計画に含める沿川範囲の歩行空間の改良案の検討も実施するものとする。

a:本町公園を活用

b:本町公園を活用しない

なお、国及び県との協議状況等により、都川沿川の広域ネットワークの観点から、都川沿川エリアとそれに接続するエリアにおいて、親水空間等を整備する必要性が生じた場合については、複数拠点での整備の検討や、当該拠点間をつなぐネットワーク化の検討も実施する可能性があることに留意すること。

※かわまちづくり支援制度実施要綱(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/shienseido/shienseido_r60401.pdf

※かわまちづくり支援制度(国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001401544.pdf>

※かわまちづくり計画

かわまちづくり支援制度に登録するため、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組みである「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。

※二級河川都川水系河川整備計画(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/keikaku/rivers/plan/miyako/documents/miyakoseibikeikaku.pdf>

- (3) 河川管理者（千葉県）及び国（国土交通省関東地方整備局）協議等の支援
計画策定に必要な河川管理者（千葉県）及び国（国土交通省関東地方整備局）を始めとする関係官庁その他関係者との協議を適宜実施するため、必要な各種資料等の作成、協議を円滑に進められるような工程・手段等の工夫の提案を行うとともに、必要に応じて協議に同席するなど、円滑に協議が進行できる支援策を実施する。

3 花見川千本桜緑地民間活力導入可能性調査

(1) 民間企業等へのサウンディング調査

将来的な河川のオープン化制度、P-P F I 制度等を活用した官民連携事業への参画が想定される民間事業者等にサウンディング調査を行うため、対象事業者の選定の基準その他の選定方法について提案すること。

サウンディング対象民間事業者については発注者と協議の上決定し、創意工夫の可能性、想定事業規模、事業採算性、事業スケジュール及び事業化に必要な条件や課題等をサウンディングし、整理すること。

(2) 地域住民との民間活力導入検討会の開催

トライアル・サウンディング（令和7年度から実施）に参加したプレイヤーや沿川の地域住民等で構成する民間活力導入検討会を開催し、第1条に規定する業務目的を達成するため、他市事例の収集及びそれを根拠にした検討会開催における企画内容の立案及び運営を行うこと。

※河川空間のオープン化制度

※河川空間のオープン化活用事例集（国土交通省HP）

https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/pdf/jirei_kasenkukan_2507.pdf

※検討会開催で想定される検討内容

ア 現状の課題共有と目的・目標設定

イ 将来像検討、整備内容、事業手法の検討

ウ 将来整備方針の確認及び今後の検討体制構築に係る協議

また、過年度の本市の事業との整合を取りながら検討すること。

※参考 隅田公園オープンカフェ協議会

https://www.city.taito.lg.jp/bunka_kanko/kankoinfo/midokoro/sumidatanoshimi/cafe/opcl.html

(3) トライアル・サウンディング（令和8年度版）の企画及び運営支援

公共空間のさらなる魅力向上及び活性化を図るため、効果的な利活用方策を検討することを目的として、暫定利用を希望する利活用者から提案を募集し、一定期間、実際に公共空間を使用してもらうトライアル・サウンディングの企画及び運営支援を行うものとする。

なお、令和7年度に実施したトライアル・サウンディングでは、イベント形式で実施した結果、多くの利活用者及び利用客があったことから、イベント形式においては地域ニーズ、市場性、採算性があることが確認できた。

本号に基づく実施時期、実施期間、実施方法等を提案するに当たっては、(1) 民間企業等へのサウンディング調査及び(2) 地域住民との民間活力導入検討会と連携して実施することを踏まえるとともに、第1条に規定する業務目的に沿った内容とし、過年度の実施結果をより発展させることが期待できる内容を提案するものとする。

また、発注者と協議の上、実施期間及び実施方法等を整理の上、募集要項等の資料作成、許可手続き、広報宣伝、参加事業者取りまとめを行うこと。実施に当たっては、必要に応じて現地立会を行うとともに、利活用者へのモニタリング調査、利用客アンケート調査等を実施し、その結果を取りまとめ、次号に記載する検討内容へ反映すること。

※参考：花見川千本桜緑地トライアル・サウンディングHP

<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/trial-sounding-hanamigawa.html>

(4) 民間活力の導入に係る導入機能、事業手法及び事業スキームの検討

第6条 3 (1)～(3)を踏まえ、整備の基本コンセプトや方針を設定し、導入機能、事業手法及び事業スキームの検討を本事業におけるメリット・デメリットを分析したうえで、理由を付して提案すること。

なお、検討に当たっては、市の財政負担が過大にならないよう配慮したうえで、導入機能、事業手法及び事業スキームを検討し、提案すること。

また、過年度の本市の事業との整合を取りながら検討すること。

ア 導入機能の検討

花見川千本桜緑地の規模、形状、周辺土地利用の状況等をふまえ、全国の類似事例等も参考にしながら、エリアにふさわしい導入機能の検討を行う。

導入機能は、過度なものではなく、機能的かつ現実的な規模及び仕様にて検討を行うこと。特に、花見川及びサイクリングコースとの連続性、利用者及び維持管理動線の確保、後背地に広がる住宅街への配慮を重視した整備、配置案を検討すること。

イ 事業手法の検討

事業期間、事業特性、事業規模等を考慮し、適切な事業手法を検討する。検討にあたっては、一つの事業手法に絞り込まず、都市公園法第5条に基づく設置管理許可制度、都市公園法第5条の2から第5条の9に基づくP-PFI制度、地方自治法に基づく指定管理者制度等の手法を検討する。

ウ 事業スキームの検討

民間活力導入の対象範囲、官民の役割分担、維持管理体制、施設の所有形態、事業期間等について検討し、事業化を図るために最適なスキームを検討する。

(5) 関係者協議等支援

業務遂行に必要な河川管理者（千葉県）を始めとする関係官庁その他関係者協議を適宜実施するため、必要な各種資料等の作成、協議を円滑に進められるような工程・手段等の工夫の提案を行うとともに、必要に応じて協議に同席するなど、発注者と受注者の協力体制のもと関係者協議に臨むものとする。

(6) 花見川沿川（花見川千本桜緑地周辺）の関心度底上げ検討業務

花見川において、さらに市民の河川や沿川の地域資源に対する親しみや関心を高めるような取り組みを検討し、提案すること。

※トライアル・サウンディング

<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/trial-sounding-hanamigawa.html>

※千葉うみさとラインプロジェクト

<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/umisato.html>

第7条 打合せ協議

ア 受注者は業務を適正かつ円滑に実施すること。そのため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

イ 受注者は、各計画の業務着手時・中間時・完了時の他、必要に応じて協議を行うものとし、電子メールベースでの情報共有、業務の各段階で打合せを行い、業務実施方針について監督職員の承諾を受けるものとする。

ウ 打合せの結果については、受注者において打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

第8条 成果品の提出

提出する成果品は以下のとおりとする。

1 業務報告書

書面で1部、電子データで1部提出すること。

- 2 その他本業務で作成し、発注者が必要と認めたもの 一式

第9条 検査

- 1 受注者は、業務完了時に発注者の検査を受けること。
- 2 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- 3 業務に係るすべての成果品の所有権及び著作権は、本市に帰属する。本市の許可なく成果品を公表又は貸与等をしてはならない。

第10条 費用負担

受注者は、業務を遂行するにあたり、必要な備品、消耗品の費用等を負担する。また、本業務にかかる一切の費用については、本業務の委託料に含むものとする。

第11条 資料の貸与等

業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うものであるが、本市が所有し、業務に利用できる資料等については、これを貸与する。

この場合、受注者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後速やかに本市に返却するものとする。また、貸与した資料等は、本件委託業務以外の目的に使用してはならない。

第12条 その他

- 1 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び明記していない事項について、業務遂行上必要と認められるものについては、本市と協議のうえ決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

第13条 参考（事業スケジュール）

1 都川

- 令和4年度 アクションカメラで見る都川現地調査
https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/miyakogawa_tyousa.html
- 令和5年度 ちばかわまつり都川 ※台風の影響により仮設栈橋が設置できず中止
<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi-miyakogawa.html>
- 令和6年度 ちばかわまつり都川2025の開催
<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi2025miyakogawa.html>
- 令和7年度 本町公園と水辺について考えるワークショップ
ちばかわまつり都川2026の開催
<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamatsuri2026miyakogawa.html>

2 花見川

- 令和5年度 ちばかわまつり花見川の実施
<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi-hanamigawa.html>
- 令和6年度 地域住民とのワークショップの開催
ちばかわまつり花見川2025の実施
<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi2025hanamigawa.html>
- 令和7年度 花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング
<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/trial-sounding-hanamigawa.html>
ちばかわまつり2026花見川の実施
<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamatsuri2026hanamigawa.html>
- 令和8年度 花見川千本桜緑地における民間活力導入可能性調査業務委託（本業務）

「対象区域」

千葉市中央区本町 3 丁目 5 (本町公園) ほか



「対象区域」

花見川千本桜緑地（花見川区瑞穂1丁目3-1他）

